

事 務 連 絡  
平成28年10月3日

事 業 者 様

扶桑町長 千 田 勝 隆

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う契約事務手続きについて(通知)

平成27年6月25日に、「建築士法の一部を改正する法律」(平成26年法律第92号)が施行され、改正後の建築士法第22条の3の3により、建築設計業務委託契約又は建築工事監理業務委託契約の締結に際して、書面に記載し、当事者が署名又は押印して相互に交付しなければならない事項が追加されたところです。

つきましては、対象業務の場合、通常の契約手続きに加え下記の手続きが必要となりますので、よろしくお願ひします。

## 1 対象業務

延べ面積300㎡を超える建築物の新築に係る建築設計業務又は建築工事監理業務

(増築、改築、大規模修繕、大規模模様替に係る部分が延べ面積300㎡を超える場合は適用対象)

## 2 契約手続きの流れ

### (1) 落札決定時

- ・改正建築士法の対象業務については、【別紙】「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」の様式が契約書に綴じ込む書類となりますので、契約締結日の前日までに、総務課へご提出ください。
- ・なお、ホームページの「入札資料(仕様書、設計書等)等配布について」に様式のデータ版がありますのでご活用ください。(建築設計用と監理用の2種類あります)。

<https://www.town.fuso.lg.jp/jinji/sangyo/nyusatsu/denshi/siryohaifu.html>

《提出書類》

【別紙】「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」：1部

## (2) 契約締結時

- ・契約書に【別紙】を、綴じ込み製本します。

## 3 その他

- ・【別紙】の記載事項に変更が生じた場合は、変更契約が必要となりますので、すみやかに工事担当課へ報告してください。
- ・随意契約案件につきましては、事業担当課へ【別紙】をご提出ください。

【別紙】

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	設計図書のとおり
業務の種類、内容及び方法	設計図書のとおり

作成する設計図書の種類	設計図書のとおり
-------------	----------

設計に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】:( ) 建築士	【登録番号】
【氏名】:	
【資格】:( ) 建築士	【登録番号】
建築設備の設計に関し意見を聴く者	
【氏名】:	
【資格】:( ) 設備士	【登録番号】
( ) 建築士	
【氏名】:	
【資格】:( ) 設備士	【登録番号】
( ) 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級・二級・木造)	( ) 建築士事務所
開設者氏名	名称 代表者氏名

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

【別紙】

建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	設計図書のとおり
業務の種類、内容及び方法	設計図書のとおり

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	設計図書のとおり
-------------------------------------	----------

工事監理に従事することとなる建築士・建築設備士	
【氏名】:	
【資格】:( ) 建築士	【登録番号】
【氏名】:	
【資格】:( ) 建築士	【登録番号】
建築設備の工事監理に関し意見を聴く者	
【氏名】:	
【資格】:( ) 設備士	【登録番号】
( ) 建築士	
【氏名】:	
【資格】:( ) 設備士	【登録番号】
( ) 建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分(一級・二級・木造)	( ) 建築士事務所
開設者氏名	名称 代表者氏名

(注) 契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。